

# 中華人民共和國商標法

## —第三回法改正見募集稿

※改正箇所（削除、加筆を含む）を太字、斜体としております

### 第一章 総則

**第一条** 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質保証を促進し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的として本法を制定する。

**第二条** 国務院工商行政管理部門商標局は、全国の商標登録及び管理の業務を主管する。  
国務院工商行政管理部門は、商標争議に係わる事項の処理について責任を負う商標評審委員会を設置する。

**第三条** 商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標、及び証明商標を含む。商標登録者は商標専用権を享有し、法律による保護を受ける。

本法にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員による商業活動での使用に供し、使用者の当該組織の構成員資格を表すための標識のことを言う。

本法にいう証明商標とは、ある特定の商品又は役務に対して監督能力を有する組織の管理下であって、かつ当該組織以外の事業単位又は個人がその商品又は役務について使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特別な品質を証明するために用いる標識のことをいう。

団体商標、証明商標の登録、管理に関する特別事項は国務院工商行政管理部門が規定する。

**第四条** 自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品商標の登録を出願しなければならない。

自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願しなければならない。

本法において商品商標に関する規定は役務商標にも適用する。

**第五条** 二以上の自然人、法人又はその他の組織は、商標局に共同で同一の商標の登録を出願し、共同で同商標権を享有、行使することができる。

**第六条** 国の規定によって登録商標を使用しなければならない商品については、商標の登録出願をしなければならない。登録が認められない場合、市場で販売してはならない。

**第七条** 商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない。

**第八条** 文字、図形、アルファベット、数字、立体標識、**色彩及び音声**、並びにこれらの要素の組合せを含み、自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる標識は、全て商標として登録出願をすることができる。

**第九条** 登録を出願される商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人が先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

商標の登録者は「登録商標」又は登録済みの表示を表記する権利を有する。

**第十条** 次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。

(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、**軍隊の記章**、勳章と同一又は近似したもの、並びに中央国家機関の**名称、標識及びその所在地の特定地名**又は標識性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。

(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は近似したもの。但し、当該国政府の承諾を得ている場合は除く。

(三) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一又は近似するもの。但し、同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合は除く。

(四) コントロールが実施され、保証を受けていることを表す政府の標識、検査印と同一又は近似したもの。但し、授権されている場合は除く。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標識と同一又は近似するもの。

(六) 民族的・**人種** 的差別扱いの性質を帯びたもの。

(七) 欺瞞性を帯び、**公衆に商品の品質又は産地などの特徴を誤認させやすいもの**。

(八) 社会主義的道德、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。

県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合は除く。地名を使用した既に登録済みの商標は、引き続き有効とする。

**第十一条** 以下に掲げる標識は、商標として登録してはならない。

- (一) その商品の一般名称、図形、型番のみを有するもの
- (二) 商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの
- (三) **その他**顕著な特徴に欠けるもの

前記**第(二)項、第(三)項**に掲げる標識が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。

**第十二条** 立体標識をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を得るのに必要とされる形状、又はその商品に実質的な価値を持たせるための形状については、その登録をしてはならない。

**第十三条** 同一又は類似の商品について出願する商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、混同を生じさせやすいものである場合、その登録を認めず、かつその使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について出願する商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、同馳名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録を認めず、かつその使用を禁止する。

**第十四条** **馳名商標は、商標の登録、評審、管理などの行政処理プロセスと商標民事紛争訴訟プロセスにおいて、案件当事者の請求に基づいて認定されるものとする。**

馳名商標の認定にあたって、以下の要素を考慮するものとする。

- (一) 当該商標に対する関連公衆の認知度、
- (二) 当該商標の持続的な使用期間、
- (三) 当該商標に関する如何なる宣伝活動の持続期間、程度及び地理的範囲、
- (四) 当該商標が馳名商標として保護を受けた記録、
- (五) 当該商標が馳名であるその他の要因

**著名商標の認定と保護は、地方の法規、地方政府の規章に基づいて行なわれる。**

**第十五条** 代理人又は代表者が授権を受けずに、自らの名義で被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。

**第十六条** 商標の中に商品の地理的表示を含め、その商品が同表示に示された地域に由来するものではなく公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶しその使用を禁止する。但し、善意によって既に登録されたものは継続して有効とする。

前項にいう地理的表示とは、商品がその地域に由来し、同商品の特定した品質、名声又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素及び人文的要素によって形成されたものを示す表示のことをいう。

**地理的表示は、証明商標又は団体商標として登録を出願し、商標専用権を取得することができる。**

**第十七条** 外国人又は外国企業が中国で商標登録を出願する場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は相互に加盟する国際条約に基づいて手続きを行い、或いは相互主義の原則に基づいて手続きを行うものとする。

**第十八条** 外国人又は外国企業が中国で商標の登録出願又はその他の商標事務を行う場合、国に認可された商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。

**第十九条** 商標の国際登録は、中華人民共和国が加盟している関連国際条約に基づいて行なわれる。具体的な出願方法は、国務院工商行政管理部門が定める。

**第二十条** 商標代理組織は法律や行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて商標の登録出願又はその他の商標事務を行わなければならない。被代理人の利益を損なってはならない。

工商行政管理部門は、商標代理組織に対する監督管理を強化しなければならない。

## 第二章 商標登録の出願

**第二十一条** 商標登録の出願に当たって、所定の商品分類表に基づいて商標が使用される商品の類別及び商品名を記入・申告しなければならない。

商標の登録出願などに関する書類は、紙書類形式又は電子形式によって提出することができる。紙書類形式によって提出する場合、タイプ印書によるものでなければならない。

**第二十二条** 商標登録出願人は異なる類別の商品について同一の商標の登録を出願する場合には、商品分類表に従って登録出願をしなければならない。

一件の出願をもって複数類別における商品について同一の商標の登録を出願するに当たっての具体的な方法は国務院工商行政管理部門が規定する。

**第二十三条** 登録商標を許可された使用範囲以外の商品に使用する必要がある場合には、別に登録出願を提出しなければならない。

**第二十四条** 登録商標はその標識を変更する必要がある場合、改めて登録出願を提出しなければならない。

**第二十五条** 商標登録の出願日は、商標局が出願書類を受け取った日に準じる。

**第二十六条** 商標局が初步審査公告を決定する前に、出願者はその名義、住所、代理人の変更や指定商品の削除、及びその商標登録出願の譲渡について商標局に申請することができ、提出された商標登録者の名義又は住所についての申請は取り下げることができない。

**第二十七条** 商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6月以内に中国で同一商品について同一の商標をもって登録出願をする場合、当該国と中国が締結した取決め又は共同で加盟している国際条約に準じて、若しくは優先権の相互承認原則に基づいて、優先権を享受することができる。

前項の規定によって優先権を主張する場合には、商標登録出願を提出する時に書面の声明を提出し、かつ3月以内に最初に提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。書面声明の提出がなく又は期限が経過しても商標登録出願書類の副本を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

**第二十八条** 商標は、中国政府の主催又は承認された国際展示会に出展した商品に初めて使用される場合には、同商品の出展日から6ヶ月以内に、同商標の登録出願人が優先権を享受することができる。

前項の規定によって優先権を主張する場合には、商標登録出願を提出する時に書面の声明を提出し、かつ3ヶ月以内に、その商品が出展された展示会の名称、出展対象商品に同商標が使用された証拠、出展期日などについての証明書類を提出しなければならない。書面の声明を提出していない、若しくは期限が経過しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しないものとみなす。

**第二十九条** 商標登録出願のために申告した事項及び提供した資料は、真実、正確、完全なものでなければならない。

### 第三章 商標登録の審査及び認可

**第三十条** 登録出願された商標は、本法の関連規定を満たす場合、商標局による初步審査を受け公告される。

**第三十一条** 登録出願された商標が、本法の関連規定を満たさないか、又は他人が同一又は類似する商品について既に登録を受けた又は初歩審定を受けた商標と同一又は近似する場合、商標局は出願を拒絶し公告しない。

**第三十二条** 審査のプロセスにおいて、商標局は、商標登録出願の内容について説明又は修正する必要があると認める場合、出願者に対して「審査意見書」を出し、それを受取った日から 30 日以内に説明又は修正するよう要求することができる。出願者が期限を過ぎても回答しない場合は、商標局の決定には影響しない。

**第三十三条** 2 人又は 2 人以上の商標登録出願人が、同一種別の商品又は類似の商品について、同一又は近似する商標の登録出願をした場合、先に出願された商標が初歩審定を受け公告される。同日に出願されたものについては、先に使用された商標が初歩審定を受け公告され、他の出願人による出願を拒絶し公告しない。

#### **第三十四条**

(方案一)

商標の登録出願に当たって、既存する他人の先に存在する権利を損なってはならず、また他人が既に使用しており、かつ一定の影響力を持つ商標を不正の手段により抜け駆け登録をしてはならない。

(方案二)

商標の登録出願に当たって、既存する他人の先に存在する権利を損なってはならず、また他人が既に使用しており、かつ一定の影響力を持つ商標を不正の手段により抜け駆け登録をしてはならない。

出願商標が同一又は類似する商品において他人が先に中国で使用した商標と同一又は近似し、出願人が当該他人との間に契約、業務上取引、地域関係又はその他の関係を持っていることで明らかに当該他人の商標の存在を知っている場合、その出願商標の登録を認めない。

登録出願をされた商標が、他人が非同一又は非類似する商品において登録を受けた割合強い顕著性を持ってかつ一定の影響を有する登録商標を剽窃したものであり、混同を招きやすい場合、その登録を認めない。

**第三十五条** 商標局は、すでに初歩審定公告を受けた商標が本法の規定に違反した情状があり、若しくは詐欺の手段又はその他の不正手段で出願登録された状況があることを発見した場合、同商標が登録を許可される前にその初歩審定公告を取り消すことができる。

**第三十六条** 初歩審定を受けた商標について、公告日から起算して3ヵ月以内に、先  
の権利者または利害関係者は、それが本法第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条、  
第三十三条、第三十四条の規定に違反すると考える場合、商標局に異議を申立てること  
ができる。期間が満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付  
して公告する。

**第三十七条** 出願が拒絶され、公告しない、**初歩審定公告が取り消された**商標につい  
ては、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人は不  
服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、商標評審委員会に審判を請求す  
ることができ、商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。

当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から30日以内  
に人民法院に提訴することができる。

**第三十八条** 初歩審定を受け公告された商標に対して異議申立があるときは、商標局  
は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査を経て事実を明  
らかにした後、**登録を許可するかについて決定を下し**、書面で異議申立人と被異議申立  
人に通知しなければならない。

商標局は登録決定を下した場合、被異議申立人に商標登録証を発行し、公告する。異  
議申立人は不服する場合、本法第四十八条の規定に基づいて商標評審委員会に当該登録  
商標の取り消しを請求することができる。

商標局が登録の拒絶を決定し、被異議申立人は不服する場合、通知を受領した日から  
30日以内に商標評審委員会に登録拒絶審判を申し立てることができる。商標評審委員  
会の決定に不服がある場合、決定を受領した日から30日以内に人民法院に提訴するこ  
とができる。人民法院は、第三者として訴訟に参加するよう異議申立人に通知しなけれ  
ばならない。

**第三十九条** 当事者は法定期限内に、商標局が本法第三十八条の規定に基づいて下し  
た**登録拒絶決定**について審判を申し立てない、或いは商標評審委員会が下した審判決定  
について人民法院に提訴しない場合、**登録拒絶決定又は審判決定**が発効する。

審査を経て異議申し立てが不成立で登録とあった商標について、商標登録出願人が商  
標専用権を取得した時間は初審公告されて3ヶ月満了した日から起算する。

**第四十条** 商標登録出願と商標審判請求は、直ちに審査しなければならない。

**第四十一条** 商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らか

誤りを発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、あわせて当事者に通知する。

前項にいう誤りの訂正は、商標の出願書類又は登録書類における実質的な内容に係るものではない。

#### 第四章 登録商標の更新、変更、譲渡、移転及び使用許諾

**第四十二条** 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録査定日から起算する。

**第四十三条** 登録商標の有効期間が満了し、継続して使用する必要がある場合は、期間満了前の6ヵ月以内に更新登録を出願しなければならない。この期間に出願できなかった場合は、6ヵ月の猶予期間を与えることができる。猶予期間が満了しても出願を提出しなかった場合は、その登録商標が取り消される。毎回の更新登録の有効期間は10年とする。更新登録は許可された後、公告する。

**第四十四条** 登録商標は登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合、変更申請を提出しなければならない。**提出された商標登録者の名義又は住所の変更申請は取り下げることができない。**

**商標登録者の名義又は住所を変更する場合、商標登録者はそのすべての登録商標について一括変更しなければならない。一括変更しない場合、商標局は、限定された期限までに補正するよう通知する。期限が満了になっても補正しない場合は、変更申請が放棄されたものとみなし、商標局は申請者に書面で通知しなければならない。**

**第四十五条** 登録商標を譲渡する場合は、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同で商標局に申請を提出しなければならない。譲受人は登録商標が使用される商品の品質を保証しなければならない。

登録商標の譲渡が許可された後公告する。譲受人は公告日より商標専用権を享有する。

**登録商標を譲渡する場合、商標の登録者は、同一種別又は類似する商品において登録した同一又は近似する商標を一括譲渡しなければならない。一括譲渡しなかった場合、商標局は限定された期限までに補正するよう通知する。期限が満了になっても補正しない場合は、当該登録商標の譲渡申請が放棄されたものとみなし、商標局は申請者に書面で通知しなければならない。**

**誤認、混同又はその他の不良影響を生じるおそれのある登録商標の譲渡申請について、商標局は許可しないものとするが、書面で申請者に通知して、理由を説明するものとする。**

**第四十六条** 登録商標専用権が譲渡以外のその他の事由により移転が発生する場合、



当該登録商標専用権の移転を受ける当事者は関連証明書類又は法律書類をもって商標局で登録商標専用権の移転手続を行なければならない。商標局は許可した後、公告する。譲受人は公告日から商標専用権を享有する。

登録商標専用権が移転される場合、登録商標専用権者は、同一種別又は類似する商品において登録した同一又は近似する商標を一括移転しなければならない。一括移転しなかった場合、商標局は限定した期限までに補正するよう通知する。期限が満了になっても補正しない場合は、当該登録商標の移転申請が放棄されたものとみなし、商標局は申請者に書面で通知しなければならない。

**第四十七条** 商標登録者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人にその登録商標の使用を許諾することができる。許諾者は、被許諾者がその登録商標を使用した商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。

許諾を得て他人の登録商標を使用する場合は、当該登録商標が使用される商品において、被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない。

他人にその登録商標の使用を許諾する場合、許諾者はその商標の使用許諾を商標局に届け出なければならない。届け出られていない商標の使用許諾は善意による第三者に対抗してはならない。

## 第五章 登録商標争議の裁定

**第四十八条** 登録された商標が、本法第十条、第十一条、第十二条の規定に違反し、又は欺瞞的な手段又はその他の不正手段によって登録された場合、商標局は当該登録商標を取消す。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の取消し裁定を請求することができる。

すでに登録された商標が、本法第十三条、第十五条、第十六条、**第三十一条、第三十三条、第三十四条**の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、**先の権利者**又は利害関係者は商標評審委員会に当該登録商標の取消し裁定を請求することができる。悪意による登録については、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。

商標評審委員会は裁定請求を受けた後、関係する当事者に書面で通知し、かつ期限内に答弁を行うよう求めなければならない。

**第四十九条** 本法第四十八条の規定によって取消された登録商標は、その商標権が最初から存在しないものと見なされる。登録商標の取消しに係わる決定又は裁定は、取消す前に人民法院が既に下して執行された商標権侵害事件の判決、裁定及び工商行政管理部門が既に決定し執行した商標権侵害事件の処理決定、並びに既に履行した商標譲渡又

は使用許諾契約には遡及効を有しない。ただし、商標権者の悪意により他人に損害を与えた場合には、賠償しなければならない。

前項の規定によって商標権侵害賠償金、商標使用料、商標譲渡代金を返さないことが明らかに公平原則に違反する場合、その全部又は一部を返さなければならない。

**第五十条** 商標評審委員会は、登録商標の維持又は取消について裁定を下した後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。

当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

## 第六章 商標使用の管理

**第五十一条** 本法にいう商標の使用とは、生産、経営を目的に、商標を商品、商品の包装又は容器及び商品の取引書類に使用し、或いは商標を広告宣伝、展示及びその他のビジネス活動に使用し、商標として使用されていると関連公衆に認識させるのに足りる行為のことをいう。

**第五十二条** 登録商標の使用において、次の各号に掲げる行為の一つがある場合は、商標局は期間を定めて是正を命じ、又はその登録商標を取消す。

- (一) 登録商標を許可なく変更した場合
- (二) 登録商標の登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更した場合
- (三) 登録商標を許可なしに譲渡した場合
- (四) 3 年間継続して使用を停止した場合

**第五十三条** 登録商標が使用される商品が粗製濫造され、粗悪品を優良品の代替とし、消費者を欺瞞する場合には、工商行政管理部門は状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、そして警告又は罰金を科し、又は商標局によってその登録商標を取消すことができる。

**第五十四条** 本法第五十二条、第五十三条の規定に基づいて取り消された登録商標は、商標局が公告し、当該登録商標専用権は商標局が取消し決定を行った日から消滅する。

**第五十五条** 登録商標が取消され又は期間満了後に更新されないものについて、その取消又は登録抹消の日から 1 年以内は、商標局は他人による当該商標と同一又は近似する商標の登録出願を許可しない。但し、当該登録商標が 3 年間連続して使用を停止して

いることにより取り消された場合は除く。

**第五十六条** 本法第六条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。

**第五十七条** 未登録商標を使用し、以下各号に掲げる行為の一つがある場合は、地方の工商行政管理部門はこれを制止し、期間を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。

- (一) 登録商標を偽った場合
- (二) 本法第十条の規定に違反した場合
- (三) 粗製濫造し、粗悪品を優良品の代替とし、消費者を欺瞞する場合

**第五十八条** 商標局の登録商標取消の決定に対し当事者は不服がある場合、通知を受領した日から **30 日**以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会が決定を下し、請求人に書面で通知する。

当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる。

**第五十九条** 工商行政管理部門が本法**第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十七条**の規定に基づいて下した**処罰**決定に対し、当事者は不服がある場合、**処罰**決定を受け取った日から **2 ヶ月**以内に、人民法院に提訴することができる。期間が満了しても提訴せず履行もしない場合は、**処罰決定を下した**工商行政管理部門によって人民法院に強制執行を請求する。

## 第七章 登録商標専用権の保護

**第六十条** 登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を指定された商品に限られる。

**第六十一条** 以下各号に掲げる行為の一つがある場合は、登録商標専用権の侵害に該当する。

- (一) 商標登録者による許諾を得ずに、同一種別の商品又は類似する商品にその登録商標と同一又は近似する商標を使用した場合
- (二) 登録商標専用権を侵害した商品の販売をする場合
- (三) 他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造し、若しくは偽造、無断で製造された登録商標の標識を販売する場合

(四) 商標の登録者による同意を得ずに、その登録商標を取替え、かつその商標が取り替えられた商品をまた市場に投入した場合

(五) 同一種別又は類似する商品において、他人の登録商標と同一又は近似する標識を商品の名称又は商品の装飾として使用し、公衆に混同を生じさせた場合

(六) 他人の商標専用権を侵害する行為のために倉庫保管、輸送、郵送、隠匿などの便宜を故意に図る場合

(七) 他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらした場合。

第六十二条 他人の馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆を欺瞞し又は公衆に誤解を引き起こさせる恐れがある場合は、商標所有者は人民法院に起訴することができ、又はその企業名称の使用停止を命じるか又は企業名称の変更手続きを命じるよう省クラス以上の工商行政管理部門に処理を求めることができる。

第六十三条 登録商標に含まれる以下各号に掲げる内容について、登録商標専用権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有さない

(一) 当該商品の一般名称、図形、型番

(二) 直接に商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表す内容

(三) 地名

(四) 商品自身の性質による形状

(五) 技術的効果を得るのに必要とされる商品の形状

(六) 商品に実質的な価値を持たせる形状

第六十四条 本法第六十一に定める登録商標専用権侵害行為の一つに当たり、係争を引き起した場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合は、商標登録者又は利害関係人は人民法院に提訴でき、または工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門は処理に当たって権利侵害行為が成立と認めた場合、侵害行為の即時停止を命じ、権利侵害商品及び専ら権利侵害商品の製造、登録商標の標識の偽造に使用される器具を没収、廃棄処分することができ、かつ罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施した場合は、厳しく処罰しなければならない。当事者は処理に不服がある場合、処理通知を受け取った日から2ヶ月以内に「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しない場合、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴するこ

とができる。

**第六十五条** 登録商標専用権侵害行為に対して、工商行政管理部門は法律に従って調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関へ移送し法に基づいて処理するものとする。

**第六十六条** 県クラス以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法容疑にかかる証拠又は通報に基づき、他人の登録商標専用権の侵害容疑にかかる行為に対して取り調べを実施する際、以下の職権を行使することができる。

(一) 関係当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べること

(二) 当事者の侵害行為に関係する契約、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査・閲覧、複製すること

(三) 当事者が他人の登録商標専用権の侵害容疑行為を行った場所を現場検証すること

(四) 侵害行為に関連する物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品であることを証明する証拠がある場合、これを封印し、差し押さえることができる。

工商行政管理部門が法に基づいて前項に規定した職権を行使する場合、当事者はこれに協力するものとし、拒絶、妨害してはならない。

**工商行政管理部門は、案件の処理結果に影響し得る具体的な状況に基づき、案件の取調べを中止することができる。**

**第六十七条** 商標専用権侵害の損害賠償額は、**権利者が権利侵害を受けたこと**によって被った**実際の損失に基づいて確定する**。実際の損失を確定しがたい場合は、**権利侵害者が権利侵害することによって獲得した利益に基づいて確定する**。賠償金額は、**権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含むものとする**。

前項にいう**権利者が権利侵害を受けたこと**によって被った**実際の損失**、又は**権利侵害者が権利侵害することによって獲得した利益**を確定しがたい場合は、人民法院は権利侵害行為の情状に基づき 100 万元以下の損害賠償を命ずる。

登録商標専用権を侵害する製品であることを知らずに販売した者は、当該商品が自ら合法的に取得したことを証明し、かつ提供者を説明できる場合は、賠償責任を負わない。

**登録商標専用権者は賠償を請求するとき、これより以前 3 年以内に当該登録商標を使用した証拠及びその他の証拠を提供しなければならない。**

**第六十八条** 商標の登録者又は利害関係者は、他人がその登録商標専用権の侵害行為を行っているか又はまきに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を被るおそれがある場合に

は、提訴する前に、人民法院に關係行為の差し止め命令を出すよう請求することができる。

**請求人は請求を提出する際に、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合、請求は却下される。**

人民法院は、請求を受けた時点から 48 時間以内に裁定を下さなければならない。特別な事情があつて延長する必要がある場合、48 時間延長することができる。関連行為を停止する旨の裁定が下された場合、直ちに実行しなければならない。当事者は裁定に不服がある場合、再審理を 1 回申請することができる。再審理期間中は、裁定の実行を中止しない。

人民法院が關係行為の差し止め命令を出した日から 15 日以内に、請求人は提訴しない場合、人民法院は当該措置を解除しなければならない。

請求に過失がある場合、請求人は、被請求人が關係行為の差し止めによって被った損失を賠償しなければならない。

**第六十九条** 侵害行為を差止めるために、証拠が消滅する可能性があり、又は今後の入手が困難である場合、商標の登録者又は利害関係者は提訴する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。

人民法院は請求を受理した後、48 時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を取ることと裁定した場合、直ちに執行しなければならない。

人民法院は請求人に担保の提供を命じることができ、請求人が担保を提出しない場合には、その請求を却下する。

請求人が、人民法院が保全措置を取ってから 15 日以内に訴えを提起しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。

**第七十条** 商標登録者の許諾なしに、同一種別の商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法に基づいて刑事責任を追及する。

他人の登録商標の標識を偽造、無断で製造し、又は偽造、無断で製造した登録商標の標識を販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法に基づいて刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した商品と知っていながら販売することで犯罪を構成する場合は、被侵害者の損失を賠償する外に、法に基づいて刑事責任を追及する。

**第七十一条** 商標の登録、管理及び**評審**業務に従事する国家機関の従業員は、私情なく公平に法律を執行し、清廉潔白で自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。

商標局、商標評審委員会及び商標の登録・管理、評審業務に従事する国家機関の従業員は、商標の代理業務及び商品の生産経営活動に従事してはならない。

**第七十二条** 工商行政管理部門は、健全な内部監督制度を確立し、商標の登録、管理及び評審業務を責務とする国家機関の従業員に対し、法律及び行政法規の執行、規則の遵守について監督、検査しなければならない。

**第七十三条** 商標の登録、管理及び評審業務に従事する国家機関の従業員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び評審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼって、犯罪を構成する場合は、法に基づいて刑事責任を追及する。まだ犯罪を構成しない場合には、法に基づいた処分を与える

## 第八章 附則

**第七十四条** 商標登録出願及びその他の商標事務を行う場合は、費用を納めなければならない。具体的な費用徴収項目及び基準は、*国務院財政部門、価格主管部門が国家工商行政管理部門と共同で規定して、公布する。*

**第七十五条** 本法は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日に国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。商標の管理に関するその他の規定が本法と抵触する場合、同時に失効する。

本法の施行前に既に登録された商標は、引き続き有効とする。

2011年9月1日付 国務院法制弁公室発表